

(公社) 沖縄県建築士会定款の一部を改正する試案について

改正する定款の条項

第 33 条 (理事会の招集)

改正理由

第 33 条 (理事会の招集) について現行では「書面をもって、通知しなければならない」としているが、円滑な業務運営、利便性向上のため「書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる」ように条文を加える。

メンバーズコメント等の募集

本会の定款の改正試案について、会員の皆様のご意見を下記の要領で募集いたします。

1. 意見募集期間

令和 2 年 3 月 23 日 (月)～令和 2 年 4 月 24 日 (金)

2. 意見の提出先等

- ① 本会 HP から事務局宛て電子メールにて応募願います。
- ② 電子メールは、テキスト形式 (ワード又は一太郎) でお願いします。

3. 留意事項

- ① ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ② 書式は、自由とします。

改正試案	現 行
<p>(理事会の招集)</p> <p>第 33 条 理事会は、前条第 3 項第 3 号の規定により理事が招集する場合又は第 4 号により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するには、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知しなければならない。</p> <p><u>4 会長は、招集通知について、書面による通知の発出に代えて、理事の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。</u></p> <p><u>5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。</u></p>	<p>(理事会の招集)</p> <p>第 33 条 理事会は、前条第 3 項第 3 号の規定により理事が招集する場合又は第 4 号により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するには、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。</p>
<p>附 則</p> <p>令和 2 年度定時総会承認の日の翌日より施行する。</p>	